

第23回期 第7回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年1月12日(金) 午後3時00分から午後3時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (中根松)	江田 利光
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第7回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 新しい年を迎えましたので、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。松の内が明けたとはいえ、まだ正月気分が抜けないところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。平成の年号も来年の4月で終わるということで、もうカウントダウンが始まっているのかと思っております。平成30年、我々農家にとっては大きな節目の年になるのかと思っております。第一番目に、半世紀に渡って実施されてきました減反の廃止、これが大きな問題かと思っております。減反の悪影響といえますか、特に中山間地方では、管理ができなくなった田んぼや畑等が随分増えております。この対策をどうするのかとなると、とても我々の力では到底解決できない状況にあるのではないかと、しかし、この農業は我々が守っていかなければ、浅川町自体、国自体が到底成り立たなくなってしまうのではないかと大変心配しております。もう一つは米の直接支払交付金、一反分7, 500円とはいえ大反別でやっている人には大変な金額の減少でございます。その収入の減少を、国の政策を十分に検討しながら、少しでも所得の向上に努めていってもらうように、皆さんと共に相談してこの農業委員会も活動をしていきたいと思っております。</p> <p>今日は、総会が終わってから新年会を開催いたします。その席上に町長もかなり忙しい中、同席してくれるということですので、皆さんと酒を酌み交わしながら懇親を深めたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。また来月の6日に、委員の後期の研修会が開催されますので、万障繰り合わせの上出席していただけますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、本日の議案につきましては1件でございますので、いつものように慎重なご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第7回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名、全員です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、5番、会田嘉治委員、6番、佐川建二委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。</p> <p>日程第3、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第14号農地法第5条①については、 委員が転用の併用地の一部の土地所有者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(委員退室)</p>
会 長	<p>議案第14号、農地法第5条①について、簗輪・袖山地区推進委員、関根榮治委員の調査報告および意見を求めます。</p>
関根委員	<p>はい。簗輪・袖山地区担当推進委員の関根です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第14号、農地法第5条の①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、簗輪、 さん、 さん。譲受人、東京都 、 さん。9日午後4時より、地区副担当の小針委員および譲渡人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。申請の事由は、コンビニエンスストアの店舗及び駐車場敷地とするためということです。</p> <p>調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、補足説明を申し上げます。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われま。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は平成30年12月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しない</p>

	<p>ことになっておりますが、国道及び町道それぞれに係る道路法第24条許可のほか法定外公共物についても払下げ見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、今回は併用地の山林、原野等ありますが、いずれの所有者からも同意済のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、店舗敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、店舗敷地が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上でございます。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第14号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第14号、農地法第5条①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第14号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、 委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(委員着席)</p>
会 長	<p> 委員に報告します。議案第14号、農地法第5条①は許可相当と意見決定されました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>まず一点目、次回総会ですが2月15日木曜日午後1時30分を予定しております。総会終了後、第2回関係団体との連携会議を、午後3時から開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから先に通知を出しました、後期の農業委員研修についてです。2月6日に郡山市のビッグパレットふくしまで開催されます。午前10時30分に旧専売</p>

	<p>公社跡地に集合いただきたいと思います。欠席されるという方がいらっしゃれば、後ほど事務局の方にお申し出いただきたいと思います。</p> <p>次に資料でお渡ししております石川地方農業振興大会開催要領ですが、7番にありますとおり石川地方農業振興協議会長より、各農業委員会に対して出席の依頼がありましたので、1月28日曜日の午後1時からホテル松多屋で行われますので出席が可能な方につきましては、総会終了後事務局にお知らせください。</p> <p>それから集落営農推進セミナー開催要領というものがあります。これは主に集落営農とか法人化の関係、あるいは収入保険制度等についてこのような会合を行うと案内がありました。参加したいということであれば、2月1日までに報告する必要がありますので、前日までにご連絡をいただきたいと思います。</p> <p>それから忘年会会計報告書を配布してあります。</p> <p>本日の新年会ですが、午後6時から古銭にて開催で、会費が5千円になります。会費については、総会終了後徴収させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後に、農地利用意向調査についての資料ですが、そちらは木谷の方から説明申し上げます。</p>
木谷主査	<p>利用意向調査書の送付先一覧ということでお配りしておりますが、こちらは1月30日に郵送で発送しております、名前の脇に済と赤色で書いてある方につきましては提出済みの方で、一応1月末までが回答期限になっております。以前にもお話させていただいたのですが、1月末の回答期限までに回答がなかった場合は、農業委員さん、推進委員さんに回収のご協力をいただきたいと思っております。町外の方につきましては、例えば元々、地元集落の方で現在は住民票上は他町村となっておりますが連絡先が分かる方などについてはお願いすることもあるかと思っております。基本的には、期限までに回答がなかった方については個別に連絡をさせていただきますので、回収のご協力をお願いしたいと思います。1月末までが期限となっておりますが、もしこの中でお知り合いの方がいましたら、お声掛けいただければなお助かりますので、そちらもお願いしたいと思います。情報提供ということで資料を配布させていただきました。</p> <p>それから、新年会の会費を集めさせていただく時にでも、先ほど局長から話がありました2月6日の研修会に参加できない方は教えていただきたいと思っております。それから石川地方農業振興大会については、農業委員会に何名か出席の要請がかかっておりますので、こちらに参加できるという方につきましてもあわせて教えていただければと思います。以上です。</p>
会 長	事務局の方から今後の日程等報告、説明がございました。委員の皆さんから何か質問等があればお願いします。
小宅委員	2月6日の方は福貴作、里白石は通るのですか。
木谷主査	はい、通ります。
小宅委員	では、途中乗車でお願いします。

木谷主査	分かりました。前回の農業委員大会と同じ場所で良いですか。
小宅委員	はい。
会 長	他にありませんか。 それでは、以上を持ちまして第7回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)